

矢板市空き家等解体費補助金をご活用ください



老朽化・経年劣化により周辺住民等に被害が及ぶような危険な空き家について、所有者等による自発的な解体を促進し、周辺住民の安全や生活環境の保全を図るため、空き家を解体する費用の一部を補助します。

1 対象となる空き家(以下のすべてを満たすこと)

- (1) 矢板市内の空き家で、住宅地区改良法に定める「不良住宅」に該当すること
(市で調査し、対象物件かどうか判断します。)
- (2) 店舗兼住宅の場合、住宅部分が半分以上であること
- (3) 営利目的で所有している住宅でないこと
- (4) 所有権以外の権利(抵当権等)が登記されていないこと
- (5) 公共事業等の補償の対象になっていないこと
- (6) 対象空き家の全部を解体・撤去すること
- (7) 解体工事を市内業者に依頼すること
- (8) 他の制度による補助金の交付を受けないこと

2 補助対象者(以下のすべてを満たす方)

- (1) 対象となる空き家の所有者または相続人
- (2) 共有の場合は、所有者全員の同意があること
- (3) 市税を滞納していない方
- (4) 暴力団又は暴力団員でない方



3 補助金額

解体工事費の2分の1(1,000円未満の端数切り捨て)

- ◆ 矢板駅西地区の用途地域内 上限 60万円
- ◆ その他の地域 上限 50万円

※樹木の伐採、塀の撤去、家財道具の処分等は補助対象外です。

4 提出・問い合わせ先

〒329-2192 栃木県矢板市本町5番4号 矢板市建設部都市整備課

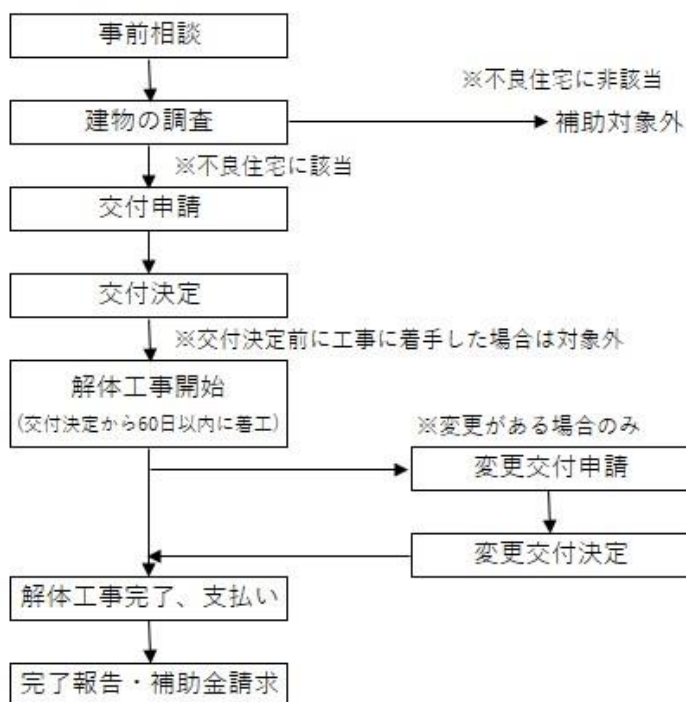
TEL 0287-43-6213 FAX 0287-43-9790

E-mail tosiseibi@city.yaita.tochigi.jp



詳しくはこちら

5 手続きの流れ



6 必要書類

(1) 交付申請(各1部)

No.	必要書類	注意事項等	チェック
1	補助金交付申請書(様式第1号)	申請者は、所有者または相続人	
2	本人確認書類の写し	マイナンバーカード、運転免許証等	
3	空き家の位置図		
4	工事着工前の写真	完了後の写真と比較できること	
5	空き家の登記事項証明書(原本)	法務局(大田原市)で取得(有料)。 未登記建物の場合は、所有者及び建築年月日が分かるもの	
6	工事の見積書または契約書の写し	樹木の伐採、塀の撤去等は対象外	
7	申請者と所有者の関係が分かるもの	申請者＝所有者の場合は不要	
8	申請者の市税完納証明書(原本)	市税務課で交付(有料)	
9	同意書	所有者・相続人が複数人の場合のみ	

※ 交付決定後に内容変更や中止する場合は、補助金変更交付申請書(様式第3号)を提出してください。

(2) 完了報告・補助金請求(各1部)

No.	必要書類	注意事項等	チェック
1	補助金完了報告書(様式第5号)	交付申請者と同一人であること	
2	解体工事費内訳書	樹木の伐採、塀の撤去等は対象外	
3	工事費用の領収書の写し	合計が内訳書の額と一致すること	
4	工事完了後の写真	着工前の写真と比較できること	
5	補助金交付請求書(様式第6号)	口座番号がわかるもの(本人口座)を添付	
6	交付決定通知の写し		